

事務事業評価シート

評価実施年度：平成30年度

| | |
|---------|-------------------------|
| 上位の施策名称 | 施策Ⅲ-4-4 文化財の保存・継承と活用 |
|---------|-------------------------|

1. 事務事業の目的・概要

| | | | |
|----------|------------|------|--------------|
| 事務事業担当課長 | 文化財課長 萩 雅人 | 電話番号 | 0852-22-6468 |
|----------|------------|------|--------------|

| | | | |
|---------|---|---|--|
| 事務事業の名称 | 指定文化財等保護事務 | | |
| 目的 | (1) 対象 | 県民・所有者 | |
| | (2) 意図 | 県民が、郷土への愛着や誇りを持てるよう、文化財を将来にわたって確実に継承し、活用できるようにする。 | |
| 事業概要 | 文化財を将来にわたって確実に継承し、活用できるようにするため、島根県文化財保護審議会の開催、文化財保護法や島根県文化財保護条例等に基づく指定文化財の調査・指定事務及び修理・整備指導などの事務を行っている。また、文化財愛護意識醸成のための普及啓発事業や博物館法に基づく博物館の登録事務、銃砲刀剣類取締法に基づく銃砲刀剣類登録事務などもを行っている。 | | |

2. 成果参考指標

| 成果参考指標名等 | | 年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 単位 | |
|----------|------|---------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|---|
| 1 | 指標名 | 国指定・県指定文化財の総指定件数 | 目標値 | | 793.0 | 796.0 | 799.0 | 802.0 | 件 |
| | 式・定義 | 国指定文化財件数+県指定文化財件数+登録文化財件数 | 取組目標値 | | | 808.0 | 809.0 | | |
| | 実績値 | 790.0 | 791.0 | 807.0 | | | | | |
| 2 | 指標名 | | 目標値 | | | | | % | |
| | 式・定義 | | 取組目標値 | | | | | | |
| | 実績値 | | | | | | | | |
| | | | 達成率 | - | 99.8 | 101.4 | | | |
| | | | 達成率 | - | - | - | - | | |

3. 事業費

| | 前年度実績 | 今年度計画 |
|-------------|-------|-------|
| 事業費(b) (千円) | 3,219 | 3,656 |
| うち一般財源 (千円) | 3,219 | 3,656 |

4. 改善策の実施状況

| | |
|---------------------|------------------------|
| 前年度の課題を踏まえた改善策の実施状況 | ②改善策を実施した(実施予定、一部実施含む) |
|---------------------|------------------------|

5. 評価時点での現状(客観的事実・データなどに基づいた現状)

平成29年度は国指定史跡として津和野藩主亀井家墓所(津和野町)、石見銀山街道(美郷町)、出雲国山陰道跡(出雲市)が、国指定名勝として櫻井氏庭園(奥出雲町)が、国指定天然記念物として琴ヶ浜(大田市)が指定された。また、県指定有形文化財として田和山遺跡出土遺物(松江市)が指定され、県指定無形民俗文化財として隠岐の牛突き風俗(隠岐の島町)が追加指定された。

6. 成果があったこと(改善されたこと)

島根県文化財保護審議会委員や、文化財諸分野の専門家と連携し、県内の文化財調査が進み、文化財指定等が着実に進んでいる。

7. まだ残っている課題(現状の何をどのように変更する必要があるのか)

- ①困っている「状況」
- 文化財所有者によっては、指定文化財の将来にわたる維持管理について不安を感じている。
 - 文化財を多く所有する寺社等で、文化財を保存管理していくことが難しくなっている事例がある。
- ②困っている状況が発生している「原因」
- 文化財の保存環境を整えるにあたり、所有者における過重な経済的負担がある。
 - 人口減少や高齢化といった社会構造の変化などにより、寺社の檀家や氏子が減少しているところがある。
- ③原因を解消するための「課題」
- 文化財を修理するための補助事業や、保存環境の整った博物館・美術館等の施設への寄託等の手段があることを周知する必要がある。
 - 社会構造の変化に対応した文化財保護の取組みが必要である。

8. 今後の方向性(課題にどのような方向性で取り組むのかの考え方)

文化財所有者や所在市町村と連絡を取りながら、補助事業の計画・実施や、文化財の寄託等の提案を行っていく。
 社会構造の変化などにより、これまでの文化財保護の取組みだけでは保存・継承が難しくなっているものについて、必要な取組みを検討していく。
 県内の優れた文化財のうち未指定のものについて、その価値を調査・研究し新たな指定を目指すことなどにより、島根の歴史・文化の次世代への保存・継承を着実に進めていく。